

議案第27号

守谷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守谷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年守谷市条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月3日提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案決

議案	頁数
27号	1

守谷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守谷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年守谷市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。第3号において「省令」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同項第3号中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」を「省令」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、「（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）」を削り、同項第1号及び第2号中「前項」を「第1項」に改め、同項第3号中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項」を「同項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（守谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

2 守谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年守谷市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「第3条第2項」を「第3条第1項」に改める。

議案	頁数
27号	2

提案理由（議案第27号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則に規定する地域包括支援センターの職員配置基準について緩和する改正が行われたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
27号	3

1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に、一の地域包括支援センターを設置することが必要であると市の地域包括支援センター運営協議会

_____において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の各号に掲げる第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによることができる。

(1) おおむね1,000人未満 第1項各号に掲げ

1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人

(新設)

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に、一の地域包括支援センターを設置することが必要であると市の地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の6第1号ロ(2)に規定する地域支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の各号に掲げる第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによることができる。

(1) おおむね1,000人未満 前項各号に掲げ

27号	議案
5	页数

る者のうちから1人又は2人

- (2) おおむね1,000人以上2,000人未満
第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
- (3) おおむね2,000人以上3,000人未満
専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

る者のうちから1人又は2人

- (2) おおむね1,000人以上2,000人未満
前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
- (3) おおむね2,000人以上3,000人未満
専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

議案	27号
页数	6